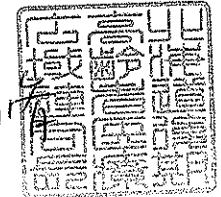


北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月21日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第10号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後
期高齢者医療広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「健康診査」の次に「その他の必要な事業」を加え、同条第2項中
「健康診査」を「事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。